

◎自殺対策基本法の一部を改正する法律新旧対照表

○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）</p> <p>第三章 基本的施策（第十五条―第二十二條）</p> <p><u>第四章 協議会（第二十三条―第二十五条）</u></p> <p><u>第五章 自殺総合対策会議等（第二十六条―第二十八条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。</p> <p>2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏ま</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）</p> <p>第三章 基本的施策（第十五条―第二十二條）</p> <p><u>第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。</p> <p>2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏ま</p> |

え、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として推進されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。

7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

え、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2| こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

〔削る〕

(地方公共団体の責務)

第三条の二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2| 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(学校の責務)

第五条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2| 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3| 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

〔新設（現第三条第二項）〕

〔新設（現第三条第三項）〕

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解)

第六条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2| 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十六条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 〔略〕

(国民の理解の増進)

第六条 〔新設（現第五条）〕

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活

2 〔略〕

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者と

動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 | ~~前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対応を行う上で必要な情報が、当該対応を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。~~

3 | ~~国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。~~

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

の円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

[新設]

[新設]

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等への総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議会

(協議会の設置等)

第二十三条 地方公共団体は、第十九条及び第二十条の施策でことどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもつて構成する協議会（次項及び次条において「協議会」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりことどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

(協議会の事務等)

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であつた者

(新設)

5| 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に  
関し必要な事項は、協議会が定める。

(罰則)

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑  
又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 自殺総合対策会議等

第二十六条～第二十八条 (略)

附 則

(検討)

第二条 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策  
に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その  
他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討  
が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜら  
れるものとする。

(新設)

第四章 自殺総合対策会議等

第二十三条～第二十五条 (略)

附 則

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次の  
ように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に「、自殺対策の推進」を加え、  
同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法  
律第八十五号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び  
推進に関すること。

(以下略)

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>（地方厚生局）</p> <p>第十八条〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、こども家庭庁の所掌事務のうち、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十三号、<u>第十六号及び第十七号の二に掲げる事務</u>（次条第二項において「こども家庭庁事務」という。）を分掌する。</p> <p>3～8〔略〕</p> | <p>（地方厚生局）</p> <p>第十八条〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、こども家庭庁の所掌事務のうち、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十三号及び<u>第十六号</u>に掲げる事務（次条第二項において「こども家庭庁事務」という。）を分掌する。</p> <p>3～8〔略〕</p> |

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五 〔略〕</p> <p>十六 こどもの虐待の防止に関すること。</p> <p>十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。</p> <p><u>十七の二 こどもに係る自殺対策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>十八 <u>前三号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>十八の二～二十七 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五 〔略〕</p> <p>十六 こどもの虐待の防止に関すること。</p> <p>十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>十八 <u>前二号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>十八の二～二十七 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> |

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（抄）（附則第四項関係）  
 （傍線部分は改正部分）

| 改 正 後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>第十条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第二項中「第十二号、第十三号、<u>第十六号及び第十七号の二</u>」を「第十三号、第十四号、<u>第十七号及び第十九号</u>」に改める。</p> <p>（こども家庭庁設置法の一部改正）</p> <p>第十一条 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中第二十七号を<u>第三十号</u>とし、第十九号から第二十六号までを<u>三号ずつ</u>繰り下げ、第十八号の二を<u>第二十一号</u>とし、第十八号を<u>第二十号</u>とし、第十七号の二を<u>第十九号</u>とし、第十二号から第十七号までを<u>一号ずつ</u>繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>十二 〔略〕</p> | <p>附 則</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>第十条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第二項中「第十二号、第十三号及<u>び第十六号</u>」を「第十三号、第十四号及<u>び第十七号</u>」に改める。</p> <p>（こども家庭庁設置法の一部改正）</p> <p>第十一条 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中第二十七号を<u>第二十九号</u>とし、第十九号から第二十六号までを<u>二号ずつ</u>繰り下げ、第十八号の二を<u>第二十号</u>とし、第十八号を<u>第十九号</u>とし、第十二号から第十七号までを<u>一号ずつ</u>繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>十二 〔略〕</p> |